

### 新旧対照表

変更後	変更前
本文	本文
1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 <u>福島市及び福島県相馬郡飯舘村</u>	1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福島県相馬郡飯舘村
2 構造改革特別区域の名称 (略)	2 構造改革特別区域の名称 (略)
3 構造改革特別区域の範囲 <u>福島市の区域の一部（旧飯野町大字大久保字境川38、梗ノ木作56 及び梗ノ木作66）及び飯舘村の全域</u>	3 構造改革特別区域の範囲 飯舘村の全域
4 構造改革特別区域の特性 (略)	4 構造改革特別区域の特性 (略)
5 構造改革特別区域の意義 (略)	5 構造改革特別区域の意義 (略)
6 構造改革特別区域計画の目標 (略)	6 構造改革特別区域計画の目標 (略)

変更後	変更前
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 (略)</p>	<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 (略)</p>
<p>8 特定事業の名称 707 <u>(708)</u> 特定農業者による<u>特定酒類</u>の製造事業</p>	<p>8 特定事業の名称 707 特定農業者による<u>濁酒</u>の製造事業</p>
<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 (略)</p>	<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 (略)</p>
<p>別紙</p>	<p>別紙</p>
<p>1 特定事業の名称 707 <u>(708)</u> 特定農業者による<u>特定酒類</u>の製造事業</p>	<p>1 特定事業の名称 707 特定農業者による<u>濁酒</u>の製造事業</p>
<p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、農家レストラン、飲食店など）を併せ営む農業者（以下「特定農業者」という。）で自ら生産した米<u>(自ら生産し</u></p>	<p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、農家レストラン、飲食店など）を併せ営む農業者（以下「特定農業者」という。）で自ら生産した米を原料として</p>

変更後	変更前
<p data-bbox="232 284 1099 424"><u>た米に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む</u>を原料として<u>特定酒類（その他醸造酒（以下「濁酒」という））</u>を製造しようとする者</p> <p data-bbox="181 504 707 587">3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 (略)</p> <p data-bbox="181 667 427 699">4 特定事業の内容</p> <p data-bbox="232 722 1111 1026">大いなる田舎・までいライフいいたて推進特区（<u>福島市の区域の一部（旧飯野町大字大久保字境川38、梗ノ木作56及び梗ノ木作66）及び飯舘村全域</u>）内で特定農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米（<u>自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む</u>）を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造し、提供・販売する。</p> <p data-bbox="232 1054 1106 1246">この場合において本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6k1））の規程は、適用しない。</p>	<p data-bbox="1247 284 1921 316"><u>濁酒（いわゆる「どぶろく」）</u>を製造しようとする者</p> <p data-bbox="1196 504 1722 587">3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 (略)</p> <p data-bbox="1196 667 1442 699">4 特定事業の内容</p> <p data-bbox="1247 722 2119 914">大いなる田舎・までいライフいいたて推進特区（飯舘村全域）内で特定農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造し、提供・販売する。</p> <p data-bbox="1247 943 2123 1134">この場合において本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6k1））の規程は、適用しない。</p>

変更後	変更前
<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(1) 規制の特例措置の必要性</p> <p>農村社会の中で累々と育まれている食文化や伝統芸能などの価値が見直されており、モノより豊かな心を求める都市住民が、農村に住む人々の豊かな暮らし方を求めている。都市住民が農家を訪問して農村の文化を共有するという交流の現場を創造し、都市と農村の共生の観点からも、当該規制の特例措置は必要である。</p> <p>(2) 規制の特例措置の内容</p> <p>飯舘村における「までいライフ」は地産地消への取り組みでもあり、<u>福島市の区域の一部（旧飯野町大字大久保字境川38、梗ノ木作56及び梗ノ木作66）</u>においても同様に、<u>当該規制の緩和は、農家民宿や農家レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米（自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む）</u>を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造することが可能となる。また、小規模ながらも新たな農家の起業を喚起し、農村の食文化を活かした取り組みの広がり、地域の活性化につながることを期待できるため、当該特例措置の適用が必要である。</p> <p>なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。</p>	<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(1) 規制の特例措置の必要性</p> <p>農村社会の中で累々と育まれている食文化や伝統芸能などの価値が見直されており、モノより豊かな心を求める都市住民が、農村に住む人々の豊かな暮らし方を求めている。都市住民が農家を訪問して農村の文化を共有するという交流の現場を創造し、都市と農村の共生の観点からも、当該規制の特例措置は必要である。</p> <p>(2) 規制の特例措置の内容</p> <p>飯舘村における「までいライフ」は地産地消への取り組みでもあり、当該規制の緩和は、農家民宿や農家レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造することが可能となる。また、小規模ながらも新たな農家の起業を喚起し、農村の食文化を活かした取り組みの広がり、地域の活性化につながることを期待できるため、当該特例措置の適用が必要である。</p> <p>なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。</p>